

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	ノンフロン製品(自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置)の普及・拡大のための税制上の措置国税1(法人税:義、所得税:外)(地方税1)(法人住民税)義、法人事業税:義、固定資産税:外)
2	要望の内容	(前倒し、かつ、より高い水準で義務を達成しようとする事業者を支援) ○ 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置を取得した場合、取得価額の即時償却又は15%の税額控除を認める特例措置を3年間講じる。 ○ 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の生産設備を取得又は製作した場合、取得価額の即時償却又は15%の税額控除を認める特例措置を3年間講じる。 ○ 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置に係る固定資産税について、課税標準を1/3に軽減する特例措置を3年間講じる。 ○ 自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の生産設備に係る固定資産税について、課税標準を1/3に軽減する特例措置を3年間講じる。
3	担当部局	環境省地球環境局地球温暖化対策課フロン等対策推進室
4	評価実施時期	平成25年8月
5	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	—
6	適用又は延長期間	平成26年4月1日～平成29年3月31日までの3年間。
7	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 オゾン層破壊物質及び強力な温室効果ガスであるフロン類冷媒(二酸化炭素の数百～一万倍超の温室効果をもつ人工物質)ではなく、自然冷媒(アンモニア等、自然界に元来存在する物質)を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の普及により、使用時の漏えい等により排出されるフロン類の削減を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 フロン類の大気中への排出によりもたらされるオゾン層破壊及び地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす脅威であり、その対策は人類共通の課題である。とりわけ、地球温暖化は、現在及び将来における国民の生命・身体・財産の安全を保障するため、そして、国際社会における先進国としての責任を果たすため、国をあげて全力で取り組むべき喫緊の課題である。こうした中で、非常に高い温室効果を持つフロン類の排出量が、冷凍空調機器の冷媒用途を中心に、今後、急増する見込みである(2020年には現在の2倍以上)。また、最新の地球温暖化対策に係る国際交渉の場においても、フロン類対策が温暖化対策として極めて効果的であることから、大きく取り上げられているところである。</p> <p>我が国は、第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、2050年までに温室効果ガス排出量を80%削減することを目指すこととしている。これを踏まえ、中央環境審議会地球環境部会「2013年以降の対策・施策</p>

に関する報告書」(平成 24 年 6 月)においては「代替フロン等3ガスについては、低 GWP 冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになって」いることが 2050 年における将来像として想定されており、いわゆる「脱フロン社会の構築」を目指すこととしている。

産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会及び中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会の合同会議において、今後のフロン類対策に係る議論がなされ、「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成 25 年 3 月中央環境審議会意見具申)として取りまとめられた。その中では、「代替フロン等 3 ガスについては、低 GWP 冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになって」いることが 2050 年における将来像として想定されている。また、「今後見込まれる HFC(特に冷凍空調機器の冷媒用途に使用される HFC)の排出量の急増傾向を、早期に減少に転換させることを目指すべきである。」であるとされた。

このような中、現行法に基づく、業務用冷凍空調機器の廃棄時や整備時におけるフロン類の回収及び破壊の徹底に加え、新たに、フロン類又はフロン類使用製品の製造段階における規制、業務用冷凍空調機器の使用段階におけるフロン類の漏えい防止対策等を講じ、フロン類のライフサイクル全般にわたる抜本的な対策を推進するための所要の措置を講ずる必要があることから、平成 25 年通常国会において、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」の改正がなされ、併せて、法律名が「フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律」に改めるところとされたところ。

本改正においては、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類使用製品製造輸入業者に対して、判断の基準となるべき事項等を定めることとしており、このことにより、製品ごとに目標年度までにノンフロン・低 GWP(地球温暖化係数)のフロン製品へ転換を促すこととしている。また、フロン類を使用している第一種特定製品の管理者(所有者など使用等につき責任を有する者)に対して、当該製品の使用等に際して取り組むべき措置に関する判断の基準となるべき事項を定めることとしており、このことにより、フロン類の漏えい防止のための適切な設置、点検、故障時の迅速な修理等を促すほか、管理者の責務として、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めることとされている。さらに、国は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を促進するために必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとされている。また、地方公共団体は、国の施策に準じて、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。

平成25年通常国会で成立した「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 25 年 6 月 12 日公布)の衆議院及び参議院における附帯決議において、「ノンフロン製品の購入を促進すること」とされている。

このため、抜本的対策であるノンフロン製品の普及を促進することとしているが、現時点においては、ノンフロン製品である自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置は、フロン類冷媒を利用する装置に比べ高価であることから、前倒し、かつ、より高い水準で義務を達成しようとする事業者を後押しするためには、事業者に対する税制上の支援措置を行う必要がある。

また、日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定)において、「生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設

			備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講ずる」とされている。
	②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>地球温暖化対策の推進 (国内における温室効果ガスの排出抑制)</p> <p>地球環境の保全 (オゾン層の保護・回復)</p> <p>日本再興戦略(平成25年6月14日閣議決定) 一.日本産業再興プラン ～ヒト、モノ、カネを活性化する～ 1.緊急構造改革プログラム(産業の新陳代謝の促進) ①民間投資の活性化 ○先端設備の投資促進 ・生産設備の新陳代謝(老朽化した生産設備から生産性・エネルギー効率の高い最先端設備への入替え等)を促進する取組を強力に推進し、これに応じて生産設備の新陳代謝を進める企業への税制を含めた支援策を検討し、必要な措置を講じる。</p>
	③	達成目標及び測定指標	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 ○第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定) 2050年までに温室効果ガス排出量を80%削減することを目指す。</p> <p>○中央環境審議会地球環境部会「2013年以降の対策・施策に関する報告書」(平成24年6月) 「代替フロン等3ガスについては、低GWP冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになっていることが2050年における将来像として想定されている。</p> <p>○地球温暖化対策計画(11月までに策定する予定) 平成25年通常国会で成立した「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律」(平成25年5月24日公布)に基づき策定中である「地球温暖化対策計画」において、より具体的な目標や対策を規定する予定。</p> <p>○「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会) 今後見込まれるHFC(特に冷凍空調機器の冷媒用途に使用されるHFC)の排出量の増加傾向を、早期に減少に転換させる。</p> <p>《租税特別措置等による達成目標に係る測定指標》 冷媒HFCの排出量</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 本措置により、ノンフロン製品(自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置)への投資時の負担の軽減が図られることから、投資促進の効果がある。</p>
8	有効性等	① 適用数等	平成26年度 2,873件 (環境省見込み)

	② 減収額	平成26年度 6,374百万円
	③ 効果・達成目標の実現状況	<p>《政策目的の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) オゾン層破壊物質及び強力な温室効果ガスであるフロン類冷媒(二酸化炭素の数百～一万倍超の温室効果をもつ人工物質)ではなく、自然冷媒(アンモニア等、自然界に元来存在する物質)を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の普及により、使用時の漏洩等により排出されるフロン類の削減に資する。</p> <p>《租税特別措置等による効果・達成目標の実現状況》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 温室効果ガス排出削減量:1,007千t-CO₂ (冷凍冷蔵倉庫:164件×1,165t-CO₂/年×3年) (百貨店・スーパー:257件×315t-CO₂/年×3年) (コンビニエンスストア:2,448件×26t-CO₂/年×3年)</p> <p>《租税特別措置等が新設、拡充又は延長されなかった場合の影響》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 本税制が新設されなかった場合、対象設備の導入が進まないため、排出量の削減量は次のように限定的になる見込み。 温室効果ガス排出削減量:70千t-CO₂ (冷凍冷蔵倉庫:20件×1,165t-CO₂/年×3年)</p> <p>《税収減を是認するような効果の有無》(分析対象期間:平成26年度～平成28年度) 上記のように、本税制により、オゾン層破壊物質及び強力な温室効果ガスであるフロン類冷媒(二酸化炭素の数百～一万倍超の温室効果をもつ人工物質)ではなく、自然冷媒(アンモニア等、自然界に元来存在する物質)を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の普及により、使用時の漏えい等により排出されるフロン類の削減を図ることができる。 併せて、本税制により、ノンフロン機器(自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置)への投資が促進されることから経済活性化につながり、税収減を十分に是認できると考えられる。</p>
9 相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>我が国は、第四次環境基本計画(平成24年4月27日閣議決定)において、2050年までに温室効果ガス排出量を80%削減することを目指すこととしている。これを踏まえ、中央環境審議会地球環境部会「2013年以降の対策・施策に関する報告書」(平成24年6月)においては「代替フロン等3ガスについては、低GWP冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになって」いることが2050年における将来像として想定されており、いわゆる「脱フロン社会の構築」を目指すこととしている。</p> <p>産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会及び中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会の合同会議において、今後のフロン類対策に係る議論がなされ、「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会)として意見具申がなされた。その中では、「代替フロン等3ガスについては、低GWP冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになっ</p>

て」いることが 2050 年における将来像として想定されている。」、また、「今後見込まれる HFC(特に冷凍空調機器の冷媒用途に使用される HFC)の排出量の急増傾向を、早期に減少に転換させることを目指すべきである。」であるとされた。

平成25年通常国会において、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」(平成 25 年6月 12 日公布)が成立したが、本改正においては、フロン類の使用の合理化を推進するため、フロン類使用製品製造輸入業者に対して、判断の基準となるべき事項等を定めることとしており、このことにより、製品ごとに目標年度までにノンフロン・低 GWP(地球温暖化係数)のフロン製品へ転換を促すこととしている。また、フロン類を使用している第一種特定製品の管理者(所有者など使用等につき責任を有する者)に対して、当該製品の使用等に際して取り組むべき措置に関する判断の基準となるべき事項を定めることとしており、このことにより、フロン類の漏えい防止のための適切な設置、点検、故障時の迅速な修理等を促すほか、管理者の責務として、使用フロン類の環境影響度の小さい指定製品の使用等に努めることとされている。さらに、国は、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化を促進するために必要な資金の確保、技術的な助言その他の援助に努めるものとされている。また、地方公共団体は、国の施策に準じて、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう必要な措置を講ずるよう努めなければならないとされている。加えて、本改正の議決にあたっては、衆議院及び参議院における附帯決議において、「ノンフロン製品の購入を促進すること」とされている。

このため、抜本的対策であるノンフロン製品の普及を促進することとしているが、現時点においては、ノンフロン製品である自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置は、フロン類冷媒を利用する装置に比べ高価であることから、前倒し、かつ、より高い水準で義務を達成しようとする事業者を後押しするためには、事業者に対する税制上の支援措置を行う必要がある。

こうした中、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置が、フロン類冷媒を使用する装置に比べかなり高価(装置によっては2倍以上)であることから、補助金により事業者の負担する全体額の軽減を行うとともに、本税制により、導入後初年度のキャッシュフロー負担を改善させることをあわせた複合的な支援が効果的である。

また、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置が、フロン類冷媒を使用する装置に比べかなり高価(装置によっては2倍以上)であること、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置の生産設備を新たに導入することは事業者に対して新たな負担増であることから、課税の公平原則に照らしても、必要最

		小限の措置となっている。
	② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>予算： ・先進技術を利用した省エネ型自然冷媒機器等普及促進事業 (平成26年度要求:62億円)</p> <p>本税制は、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置又はその生産設備を導入した者に対して、導入初年度の即時償却又は税額控除による支援を行うことにより、導入後初年度のキャッシュフロー負担を改善させるもの。</p> <p>予算事業である補助金は、自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置が、フロン類冷媒を利用する装置に比べかなり高価(装置によっては2倍以上)であることから、事業者の負担する全体額に対して、軽減を行うもの。</p>
	③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>フロン類の大气中への排出によりもたらされるオゾン層破壊及び地球温暖化は、地球全体の環境に深刻な影響を及ぼす脅威であり、その対策は人類共通の課題であることから、その一部を成す地方公共団体においても、取り組むべき喫緊の課題である。そのため、地方公共団体は、国の施策に準じて、フロン類の使用の合理化及び特定製品に使用されるフロン類の管理の適正化が推進されるよう必要な措置を講ずるように努めなければならないとされている。</p> <p>また、本税制により地方公共団体の所在する地域においてもノンフロン機器(自然冷媒を利用した冷凍・冷蔵・空調用装置)への投資が促進され、地域経済活性化に資することから、地方公共団体にとってもメリットのあるものである。</p>
10	有識者の見解	<p>産業構造審議会化学・バイオ部会地球温暖化防止対策小委員会及び中央環境審議会地球環境部会フロン類等対策小委員会の合同会議において、今後のフロン類対策に係る議論がなされ、「今後のフロン類等対策の方向性について」(平成25年3月中央環境審議会)として意見具申がなされた。その中では、「代替フロン等3ガスについては、低GWP冷媒の導入や代替物質の開発や代替物質のない分野における排出抑制の徹底により排出がほぼゼロになっていることが2050年における将来像として想定されている。」、また、「今後見込まれるHFC(特に冷凍空調機器の冷媒用途に使用されるHFC)の排出量の急増傾向を、早期に減少に転換させることを目指すべきである。」であるとされた。</p> <p>平成25年通常国会で成立した「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律の一部を改正する法律」(平成25年6月12日公布)の衆議院及び参議院における附帯決議において、「ノンフロン製品の購入を促進すること」とされている。</p>
11	前回の事前評価又は事後評価の実施時期	—